

衆議院 第三百三十二回国会 逓信委員会 議録 第十号

平成七年五月十日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

- 委員長 自見庄三郎君
- 理事 佐田玄一郎君
- 理事 虎島 和夫君
- 理事 河村たかし君
- 理事 小沢 鋭仁君
- 理事 荒井 広幸君
- 理事 齊藤斗志二君
- 理事 関谷 勝嗣君
- 理事 宮崎 茂一君
- 理事 神崎 武法君
- 理事 古賀 一成君
- 理事 高橋 一郎君
- 理事 日笠 勝之君
- 理事 大木 正吾君
- 理事 高見 裕一君

- 理事 住 博司君
- 理事 遠藤 乙彦君
- 理事 田中 昭一君
- 理事 佐藤 剛男君
- 理事 坂井 隆憲君
- 理事 連実 進君
- 理事 山下 徳夫君
- 理事 小坂 憲次君
- 理事 高木 陽介君
- 理事 中島 衛君
- 理事 遠藤 登君
- 理事 吉岡 賢治君
- 理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

- 郵政大臣 大出 俊君
- 郵政大臣官房長 木村 強君
- 郵政大臣官房審議官 品川 萬里君
- 郵政省郵務局長 加藤豊太郎君

委員外の出席者

- 逓信委員会調査室長 丸山 一敏君

委員の異動

- 五月十日
- 兼任 岸本 光造君
- 兼任 横光 克彦君
- 兼任 光彦君
- 兼任 遠藤 進君
- 兼任 遠藤 登君

同日

- 兼任 補欠選任 補欠選任

第一類第十一号

逓信委員会議録第十号

平成七年五月十日

連実 進君 岸本 光造君  
遠藤 登君 横光 克彦君

本日の会議に付した案件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

○自見委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、参議院送付、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤剛男君。

○佐藤剛男委員 ありがとうございます。  
郵便法の改正ということで最初の質問者立たせていただきました。これを契機にずっとこの郵便法を眺めておりました。それから、今回の改正についてどういふ実質的な改正をするのか、またどういふ形式的改正をするのかを見ておいたのですが、この郵便というのは、日本の郵便、世界で非常に高く評価されている。なぜ高く評価されているのかというのには、日本に出せば必ず非常に短い期間の間、一日二日の間に全土に渡る。こういう国はなかなか世界中でも、先進国の中でもない。これは、日本が非常に最近まで治安というのは非常に安全な国だった。これは高く評価されているわけですが、今回はサリンだオウムだということ、世界が、ある意味では非常に不安な都市であり、不安な国だという逆の評価を持つというわけですが、その意味で、この郵便というもの、その事業が郵政省のこれまでの先人の努力によりましてなされてまいって、そして今日に至ったことについては、大臣初め役所の方々に敬意を表

するわけでありませう。

ただ、こうずっと眺めていまして、私は、最近の郵政事業の経営状況、ちょっと勉強させていだいたものであります。そうしますと、何か景気に影響されるという面が非常に出てまいっております。幾つかの影響要因というのは、料金影響要因。つまり郵政事業に対しての影響というのは、一つは景気。なぜ景気に影響を受けるかといいますが、やはり郵便の八割が事業者と事業者あるいは事業者と個人、簡単に言いますと、ダイレクトメールだとか、そういう広告関係が非常に多くなっています。その一つが今回の改正でもあるわけがございます。上限を廃止し、減額するという規定を新たにしやすいとする、省令で定めるといふことだと思っております。

その額が、黒字になったり赤字になったりする額がすごく激しい事業なのです。まず、平成三年度幾ら赤字になったか、こゝ見ますと、百七十三億円の赤字になっております。それから、平成四年度がぼんと飛びまして、五百億を超えて六百八十一億円の赤字になったのです。郵政事業がこれだけ赤字になったので十三年ぶりに——平成五年は八百三十二億円の赤字を超えてしまった。平成五年度で、そこで、平成六年の一月に五十六年

以来の十三年ぶりの料金値上げというのをやめたわけですね。料金値上げをやった、我々政治家にとっては非常に大きいのです。政治家というのは何の言いかんがら暑中見舞いやったり、それから年賀出しますから。

そうしますと、かつては四十円だった。これが五十円になる。僕の場合、例えば、まあ大体皆さんそうですが、後楽園球場満杯にして大体当選してくるのです。神宮じゃ大体だめなんですね。そういう形でいきますと、私の場合、十万ぐらい

出すわけですよ、一回に。十万といきますと、四十円のとときで四百万ですよ、一回だけで。それが四十円が十円上がったのです。十三年ぶりで、それだけでも百万上がるわけですよ。それで、国会の関係の通信費というのはそんなに上がるわけじゃないですから、そういう面でございます。通信費というのが一年に、例えば暑中見舞い、年賀だけでやりましたも、もうこれだけでも十万円やれば一千万。

今度は小選挙区制の形にいきますと、これはもっとひどいのです。私のところは全国で五番目の、小選挙区じゃなくて大選挙区になるのです。そうすると、有権者が四十一万。人口五十三万幾らですけれども、子供には出しませんが、有権者に出すとして四十万としますと、これは十円だけで四百万。これは、計算するだけでいかにこの料金というものが、個人に対しても大きい。個人の場合に、政治家に対しても大きい。

それで、私の場合なんというのには、私の事務所のところへ局長さんが毎日とりに来ますから、これは。そのぐらいい、恐らくみんな政治家の事務所というのはそうやってのらうと思っております。これは常時出したり何々したりやっております。それから、後援会カードへ出てくれれば、後納で出てくるわけですよ。後での納金と。

ですから、景気に影響するというのは、事業所というのはまず景気が悪くなれば広告を下げる、こうやるわけですね。ですから、広告のダイレクタメールが減る、それから新聞などの広告が減る、研究費が減る、こういうわけですよ。交際費が減る。三Kというわけですよ。交際費が悪くなる、そういう意味において郵便事業の収入の八割を占める、恐らく八割占めるでしょう。八対二とよく言いますから。二割が私人と私人あるいは私人と事業所への、私人と事業所への文

通だと。八割は大体過去の例を見ますと、事業所と事業所間、事業所と個人です。ダイレクトメールか、そういうことなんでしょう。

それで、事業所と事業所の関係というのは、將來はやはりパソコンとか、それからそういう情報産業で、私はそれに取ってかわるような競争相手が出てくるだろう。それから、小包の方になると宅急便ですね。ですから、私は、三つ、郵政事業には競合する部分がある。一つは宅急便、民間との関係、小包関係。それから第二は、景気へのもの。というところは、これはもう根本的にそういう事業所の比率が個人というよりも常に八割も占める、こういう一つの構造的な問題ですから、この問題に恐らく目をつけて今回の改正というのが、第一の改正というのがそういうふうにはなっておると思うわけでありませう。

それで、後で質問いたしますけれども、最初に言いますと、第一の改正をやりまして、提案理由に書いてあります。第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止し、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額することができることとしております。これは大臣の概要説明があったわけでありませうが、これをやることによつて、先ほど一年間にいまして三百億、四百億近い変動をするわけですね、どのぐらいの黒字が見込まれるのか。金目の話ですよ。銭の話で申しわけないですけども、そういうお話からお聞きしたいと思つておるわけでありませう。

そして、郵便法をずっと眺めてきたのですが、郵便法の中には非常に、日本国憲法にある信書の秘密、つまりあの戦争で検閲ということの苦い経験をした、検閲してはならぬと書いてあるわけですね。それから、郵便の事務をやった人に対しては、郵便事務をやっている者は、罰則つきで外してはいかぬ、汚してはいかぬというのは立派なものが書いてありますね。信書の秘密は侵してはならぬ。まさしくこれは憲法ですね。

そして、ずっと眺めてきますと、料金のところ

の条項が、先ほど言いました、私が申し上げた私人にとっては一番関心のあるはがき、それから封筒。封筒が今八十円ですよ。それから今はがきが四十円から五十円になってしまった。我々ははがきというよりも結構封筒を使うんですよ。そうしますと、一万で八十万、十万人にすると八百万、二回一年にやりますと千六百万。今度十萬が四十万になるとその四倍、通信費がそれだけかかっちゃうわけですよ。

ですから、そういう意味において、この郵便料金の価格というのが二十一、二十二条に書いてあります。書いてありますが、これは非常に意味を持つ公共料金の定めだと思つておるのです。

ところが、私はずつと郵便法を眺めてみました。それで、二十一、二十二条見ていきました。そうしましたらおかしなことに気がついたので、封筒というのは今現在八十円なんですけれども、二十一、二十二条に書いてあるんです。それから、二十二条の第二項、これははがきなんですけれども、現在は五十円、それが四十円と書いてあるのです。郵便局が出してあります。こういふパンフレット、これにはちゃんとはがきは五十円、それから封筒は八十円と書いてあるのです。だから、いいんですよ、民間人はわかる。

ただ、私は、郵便法というのは、先ほど申し上げた信書の秘密があり、検閲してはならぬと書いてある。それから、破いた者については、郵便局で働いている人が罰則受けの条項まで書いてある。そういう非常に歴史の深い、そして世界に冠たる評価を受けているものであって、一種の憲法なんですよ。この憲法たるべき条項が、二十一、二十二条というものが従来どおり。そして、特例という規定があるために恐らく郵政省は答弁をされると思つておる。

私は、きのう担当の課長さんに来ていただきまして、私の意見を言つて——本来は内閣法制局の話なんです。内閣法制局の部長を呼んでくれと僕は言ったわけですよ。私も役人時代、私も役所やっ

ていましたから、法律をあれこれ三十近く修正だのなんだの出したりしてやつていましたから、私も法令審査のあれをやつたわけですが、少なくとも、条文整理で郵便法の改正をする、こういうときには二十一、二十二条を直すべきである。

簡単に言いますと、実質直すわけじゃないのですよ。特例が働いて、二十七条の四と二十七条の五とかが働いて、そして読みかえ規定になつて、審議会の意見を聞いて省令で定めるといふようなことになつておるわけですよ。これは一回きりなんです。普通こういう活用をすべきなのは、それを、今度のもももう一回同じように活用するというのはおかしいのです。これは皆さん、条文持っておられないと思つておる、これをごらんになつていただきたいと思つておる。配られましたものなんです。この三十五ページ、三十四ページ、これが現状の条文であります。

ですから、私が問題提起したいのは、これはもつと早く申し上げればよかつたのかもしれないのですけれども、私はむしろこの委員会が修正要求をしたい。しかし、いろいろのあれがあるでしょうからそれはさておき、私もきのうの間にでも国対にでも申し上げればよかつたのかもしれないけれども、私は適当ではないというふうにお考へておられますし、このきょうの日に、この審議のときに最初の質問で申しわけないですけども、この二十一、二十二条というのを、すべての規定が、憲法に当たるような条項が全部現状と違ふ。みんな違ふんですよ。百七十円、二百四十円、三百五十円、七百元、みんな違ふ。それから、第二十二、二十四、八十、これもみんな違ふ。これは四十円が五十円であり、八十円が百円になつていなきやいかぬ。

しかし、法律的には、内閣法制局的には、二十七条の何とかがという特例があつて、そして欠損みたいなものがあったときにはこれをまた省令で定めるといふ規定があるからそれができるので、すよという説明を恐らくしてきたのだらうと思つておるけれども、これは前回の改正をしたときの一回限

りでやるべきであつて、次の改正のときには、今回の改正のときには直しておくべきなんです。その理由を申し上げます。さらにつけ加えて申し上げますと、郵政事業で今度、この二十一、二十二条の原則がこうなんだと言われたら、では下げるということがあるのですかというところで下がるのですか。はがきが五十円が四十円になるのですか、三十円になるのですか。もしそういうことであるならば、二十一、二十二条はそのままでもいいです。現行でもいいです。しかし、私が見て、この料金を値上げしないと今の郵政事業は、先ほど言ったように、景気の問題、それから情報のパソコンとかワープロとか、そういう競争の問題、それから宅急便の問題、そういうふうなものを見ていきますと、これは下がらない。下方硬直性、上ばかり行く。

それで、私はこの問題について郵政大臣の御意見を特に伺いたいと思つておるわけですが、今後の見通し等についても申し上げますけれども、まず最初に私が今申し上げましたような流れ、そして、大分しゃべり過ぎてしまいましたけれども、条文修正の問題、本来なら私も委員長に条文修正してくださいとの委員会で申し上げるのだけれども、どうもちょっといろいろ理事の方々、国対の方々がおられるようですからそれはしませんが、私も、少なくとも、そうならば、武士の情けで問題にしないですが、そうしたらきちんと次のときにはこうしますという改正のときの約束をまずいただきたい。そこから始めさせていただきます。

○加藤(豊)政府委員 二つお尋ねがありました。最初の収入の件についてまずお話をさせていただきます。広告郵便物につきましては、割引によつて大きな需要効果が期待できるというところであります。割引そのものによつて郵便料金が減取になるわけですが、一方物増による増取分がそれを上回るというふうなことで考へておられます。当方の試算では、現在の割引率に通数段階に応じ

り、割引によつて大きな需要効果が期待できるというところであります。割引そのものによつて郵便料金が減取になるわけですが、一方物増による増取分がそれを上回るというふうなことで考へておられます。当方の試算では、現在の割引率に通数段階に応じ



私は結論を言えば、値上げはしないという、そうしないという民間に持つていけの何のという議論になつてしまふので、正常な、きちつとした、値上げをしないという政策を立てて、できるだけ通数をふやす努力をする。

今の法律論争でいいますと、これはちょっと私がかうっかり口出ししにくい問題でございます。佐藤さんは通産の御経験がおありになるからおわかりだと思つて、郵政省もこの法律をつくつたら法制局と相談しないで出すべきじゃないのでありまして、郵政省独自の見解でというわけにまいりません。そこところはぜひ御理解をいただきたい、こう思つております。

○佐藤(剛)委員 ありがとうございます。大臣の値上げについての決意というので高く評価します。

それで、大臣は今アメリカと日本の比較をされましたね。確かにアメリカは多いのです。アメリカが多いというのは、やはり安いのですよ。一ドル百二、三円のときの計算で見ますと、日本が五十円のはがき、これは単なるレートで計算するわけですから適当じゃないかもしれないのですけれども、アメリカは二十一円ですよ。ですから、アメリカの倍以上しておるわけです。それからイギリスが高いとか言われながらも四十円。さらに書状関係、日本が封筒八十円です。封筒八十円でございますと、アメリカは三十三円ですよ。ですから、どうしてそういうふうにかいのかということ、これは一つ大きな課題だろうと私は思つておる。一ドルが八十円になりますと、この差はもつと開いてしまふ。それは簡単にやつてはいかぬですけれども、そういうふうな購買力比較が出てくるというところ。

そして、どうしても価格を——できるだけリストアップする。先ほど申し上げましたように、景気にも影響する、宅急便もあるという、やはり機械の導入だと思つて。年末の例えれば新鋭機の読み取り機の導入、私はそれを積極的にやるべきだし、今回の補正みたいなことでも、これはどう

なつたのか知りませんが、例えば郵便局、恐らく二万五千ぐらいあるでしょうけれども、その郵便局にみんな、例えばないところは機械を導入するとか、そういうふうなものリストアップ。

つまり、日本の経済みんなそうなのですけれども、海外投資、産業空洞化というの、賃金が低い、高賃金社会になつて来う。だから、賃下げ交渉でもすれば、例えば全通と賃金引き下げの交渉でもやるならば料金には下がる方向に行くかもしれないけれども、まず私は、この価格は、大臣の御言葉で御決意はわかるけれども、絶対にこの五十円を何年も維持できるはずはないと思つて。現行の水準を維持するために相当の血と汗を出すリストアップが必要であると思つて。

そのときには例えれば読み取り機をやるとか、今計画されておるといふので私は郵政省は非常に御立派だと思つておりましたが、読み取り機も七けたぐらいのを分類をしまして——今、年末に行きますとアルバイトがこうやってやつておるんですよ。人ばかり多いですよ、確かに。それは、アルバイトの学生だの何だのの仕事になるからいいんですけれども、やはり機械を、七けたぐらい読み取るものを何年後に導入して、コストを——高コスト経済に日本はなつておるわけですから、特にマンパワーがそうですから、それをいかにするかという大きな計画を持ってやつて、一番生活に關係のある郵便料金、そして政治家にとつても本当に大変なる価格でありますから、その少なくとも値上げはしない、維持していくと、働いておる方も十四、五万人おるんでしよう。ですから、そういう人たちの問題も含めて、とにかく、日本が冠たる評価をされておる郵政事業をやつておるんだから、それに対して真剣なる私は取り組みをしていただきたい。それには今回の改正は余りにも少し少な過ぎるんじゃないかと、一〇%やつて、いいんですよ、一億一千五百万ふえて五億上がりましたといつたら、何か一遍にちょっと料金をぼんとやるとだあつと上がつちゃうような感じですから、このときはよほど注意させんと、一

年間に赤字が三百億円何々ぼんといく、そういう会計です。十分ひとつ郵政当局、前向きといいますが、将来のグランドデザインを考えながらやつていただきたい。

この郵便法の改正というのは非常に重要ですから、私は内容については賛成でございます。賛成でございますから言いませんが、ただ、条文改正するときは今度はきちんと、内閣法制局のきょうは部長さんと呼ばなかつたけれども、佐藤剛男代議士がいつだと言つて、それで今度は改正しないとだめだぞ、こう言つていたとよく言つておいていただきたいと思つて。

時間ですので、これで終わりにします。

○自見委員長 次に、遠藤乙彦君。

○遠藤(乙)委員 私、この郵便法の一部を改正する法律案について質問を進めたいと思つて。今回の法律改正自体は、今の御議論でもあつたように比較的マイナーなものであり技術的なものであつて、私自身もこれは賛成ではあるわけなんです。この機会に郵便事業全般につきまして審議を進めていきたいと思つております。

まず初めにこの郵便事業、国営事業として百二十年の既に歴史があるわけございまして、国民生活あるいは社会経済活動に必要不可欠な基礎的な通信手段であるし、また、小型物品の送達手段を提供してきたわけございまして、特に日本の郵便システムは信頼性という点では大変高い評価があることは御承知のとおりでございます。我々もこの点につきましては高く評価をしていこうとております。

しかしながらこの郵便事業、昨今、特に二十一世紀に向けて大きく環境が変わつてきてまいります。国民経済も一般に大変デフレ状況下でして、大変厳しい状況になってきておるわけでありまして、こういう状況の中におきまして、いかにして国民の信頼にこたえ郵便事業を進展させていくか、大変大きな課題であり、いろいろな意味で再検討を進めていただきたいと思つておるわけございします。

特に私自身感ずることは、郵便事業、確かにこれはユニバーサルサービスでありますけれども、民間企業とは同列には論じられませんが、他方、本質的にはやはり国営企業であり企業経営体でございますので、やはり経営感覚といふか、これをできる限り発揮しなければならぬという気がしております。特に昨今、長引く不況のもつとで、民間企業に於ては料金を上げるなんというよりはもう考えられない選択でございます。国民の世論としては、公共料金についても凍結ないし引き下げということがむしろコンセンサスとして定着しつつあるわけであつて、ぜひともこういう状況を厳しく認識の上、取り組んでいただきたいと思つております。

特に今後の経営のポイントとしては、こういふたいわば成熟経済の中にあつては、何といつても、一つは、国民のニーズに合つた新しいサービスをいかに開発していくかということ、もう一つは、徹底したコストダウンということですね、これがやはり経営のポイントでなければならぬと思つて。特に、民間の中小企業等におきましてはコストダウンに血のじむような戦いをしていられるわけであつて、そういった中で、安易に値上げすればいいといったようなことはもう絶対に通用しないわけございまして、ぜひともこの点につきまして厳しい認識を持つていただきたいと思つております。

そこで、まず総論的な話になりますが、こういった環境条件の変化を踏まえて、郵便事業が国民の信頼にこたえて発展していくために郵政省としてどういう方策、方針を考えているか、まず、この点からお聞きしたいと思つて。○加藤(憲)政府委員 先生から御指摘がありましたように、郵便事業は、国民生活にとって不可欠な基礎的通信手段、小型物品送達手段ということでありまして、郵便のサービスを、利用者のニーズに合わせまして常に見直しながら、安定的、継続的に提供していかなきやいかぬ。そのためには、一つは、サービスの提供を改善

していき、それによって増収に努めるといふことと、それからもう一つは、事業の効率化に努めていくといふことによつて料金改定に頼ることのない体質をつくりたいといふところ、この二つが非常に大きな課題なんだらうといふふうに思つておりました、今御審議いただいていますところの郵便法の改正もその一環であるといふふうに私も認識しておるんですけれども、これによりまして郵便の需要の一層の拡大、増収を図つていきたいといふふうに考えておるわけでありま

す。もう一つ、効率化の点についてなんですけれども、郵便の作業の機械化の推進などの効率化を進めることによつて経費の節減により強力に取り組んでいかなければならないといふことであるわけでありまして、特に中期的な課題として、郵便番号、今現在三けたないしは五けたであるわけですけれども、それを七けたに拡張して、それによつて、機械でそれを処理をし、配達の内作業も機械化することによつて効率化を図つていきたいといふふうなことを私も効率化の柱にしておるわけでありまして、これについても真剣に取り組んでいきたい、こゝういふふうにしておる次第でございます。

○遠藤(乙)委員 今のお答えの中で、基本的な方針がサービス改善とコストダウンであるといふことは表明があつたわけで、それは共通の認識であると思つております。

ただ問題は、こゝういふ方針が単にスローガンとして上からトップダウンでただ表明されるだけではなくして、郵便局、二万四千のネットワーク、それから働いておられる郵便局員の隅々までこゝういふ精神が透徹するかどうかですね。実際の現場、トップから現場に至るまで、隅々までこゝういふ精神が横溢して、みんなで本当に協力をしてこゝういふ経営方針でやるかどうかといふことが、魂を入れるかどうかといふことが最大の実は問題なんであつて、スローガンや方針ということよりも、そこら辺が実は今後の郵便事業の問題で

はないかと思つておるわけですね。

そういう点、恐らく郵便事業にしても、どうもトップダウンという形で今まで来ているんじゃないかと。なかなか現場のところからこゝういふ創意工夫、自発性が本当に引き出されて、インセンティブが与えられてこゝういふ方針が徹底しているかどうかといふことは若干私は疑問があるわけでありまして、民間企業であれば、いろいろなQCサークルであるとかさまざまな形で、こゝういふ人たちの自発性、創意工夫というものが実際にビルトインされるようなインセンティブがあり、システムになつておるわけでも、果たして郵便事業というものはこゝういふ体質になつていくかどうかですね。ちよつと、これは事前通告してはなかつたんですけれども、局長の方からその点につきましてコメントをいただきたいと思つておる。

○加藤(豊)政府委員 おっしゃるように、私どもトップダウン的に、例えば昨年の夏、概文という形で「この郵便事業の苦境を乗り越えよう」といふふうなものを出すと、それから、新年度に入りますと、経営方針とか営業方針とかいふようなことで全国の郵便局に、こゝういふ方針でいくと、まさに今申し上げました二つの柱を掲げて、こゝでやつていこうといふふうなことで示すこともあるんですけれども、これは、まさに現場の人間がそれに応じてくれないとどうにもならぬいわけでございまして、まさに、今先生が御指摘ありましたような、郵便局のレベルではQCサークルのものが既に四、五万くらいできておるにして、その活動によりまして、例えば営業活動をすると、それからさまざまな提案が出されるとか、こゝういふふうなことがありまして、こゝういふ提案を現実のサービスに取り込むとか、こゝういふふうなものも表彰するとかいふこともやつておるわけでありまして、

一方、私ども職員の考動方針というものを実はつくり上げたのですけれども、「みずから考え、みずから行動する職員」といふふうなものをスローガンとしてやつていこうといふことで、いわば自分で自主的に事業に参画していくといふふうなものも、私ども省を挙げてのスローガンにして今取り組んでいるつもりでございます。

○遠藤(乙)委員 そういふ努力があるといふことで理解をいたします。

社会主義経済はこゝういふシステムでないために崩壊をしたわけですから、ぜひその点、轍を踏まないように効率的な、真に自発的な、こゝういふシステムとしてぜひともこれからの改善を進めていっていただくことを強く要望したいと思つておる。

そこで、次の点としまして、マルチメディア社会の到来が現実のものとなつてきておるわけでありまして、この分野でどういふ商品を開発し、インベーションを進めるかといふことが大きな課題でございますが、郵便のニューメディアともいふべきレタックスであるとかあるいはコンピュータ・発信型の電子郵便といったものが既に実現をされておるわけでも、こゝういふものも利用状況、それから今後の利用の見通しはどうなつておるか、この点につきましてお聞きしたいと思います。

○加藤(豊)政府委員 まさに先生がおっしゃるニューメディア時代に突入したわけでありまして、今二つ御指摘ありましたレタックスとコンピュータ郵便につきまして、ちよつと御報告をさせていただきます。

まずレタックスについてなんですけれども、これは昭和五十六年七月からスタートしたサービスでございますけれども、昭和五十九年十月に全国にサービス展開をしたことでありまして、その利用状況は、平成六年度におきまして約千六百三十万通、前年度比プラス〇・六%といふふうな状況でございます。これからさらにそのサービス改善を図らないといふかぬといふことから、パソコン通信を利用したところのレタックスの引き受けを行うなど、多様化するお客様のニーズに対応

したサービスを実施していく考えでございます。

また、コンピュータ郵便についてでございますけれども、これは六十年六月から日本橋郵便局と大阪中央郵便局の二局で開始したわけでありまして、平成六年度の実績でありまして、七百五十万通、対前年度比プラス二・六%といふふうな状況でございます。また、今までのコンピュータ郵便を御利用いただいた企業数は、約百四十社に上つておるということでございます。何しろ今申し上げました二つの局で引き受けておるというふうな状況でありまして、今後パソコン通信を利用したところの引き受け、それからその引受局そのものの拡大、私ども五局くらい当面予定しているんですけれども、これらのサービスを本年秋ごろに実施するなどして、多様化するお客様のニーズに対応したサービスを実施していきたいといふふうに考えておる次第でございます。

○遠藤(乙)委員 続いて、過去料金引き上げが行われてきたわけでも、それと最近の郵便利用動向につきましてお伺いをしたいと思います。

特に、昨年一月の料金値上げ後の郵便物数の動向について伺いたいわけなんですけれども、過去、それ以前に二回値上げがありました。前回の以前の既に二回の値上げの例を見ますと、特定のパターンが観察されるわけですが、いずれも値上げをした次の年度は前年比の減になります。さらに次の年は前年比の増になりますけれども、それでも値上げ前には戻らない。三年目になって初めて値上げ前の郵便物数に回復するといふ一つのパターンがあるわけですね。

既に過去二回こゝういふ例になつておるわけでも、今回の値上げにつきましては、ちよつとこゝういふパターンになつておるか関心があるわけなんですけれども、この点につきまして御説明をいただきたいと思つておる。

○加藤(豊)政府委員 前二回、昭和五十一年と昭和五十六年の郵便物数の回復状況につきまして

は、先生御指摘のとおりであるわけでありませうけれども、今回の場合についてでございますが、平成六年度の総引受物数、最近とまいったところでありませうけれども、五年度実績に對しましてマイナス一・八％、一・八％の減少になりました。

平成六年度の引受物数については、当初、過去の料金改定時、二回ほどの料金改定時の物数の変動等を勘案しまして、五年度実績に對して一・六％の減になるだろうというふうに予測していたところなのでございますけれども、今申し上げました結果としては一・八％の減になったということから、〇・二ポイントほど下回った結果になりました。

今後の物数の見通しでございますけれども、先ほども御指摘ありましたが、景気の動向とか、それからほかのメディアとの競合・代替関係によって変動する要素がかなりあるわけでありまして、確たる予測は非常に難しいのですけれども、料金改定後一年間をちょうど経過した、ことしの二月以降の対前年の状況につきましては、ことしの二月及び三月の物数の状況を見ますと、料金改定直前の物数、過去の最高の物数ですけれども、その水準には回復しているという状況でございます。

平成七年度の予算上の物数は、平成六年度実績に對しまして、私どもはプラス二・一％というふうに予測しているわけでありませうけれども、もしこれが、平成七年度の、平成六年度実績比プラス二・一％ということですが、それが達成できれば、料金改定前の物数を上回ることになるだろう。したがって、今先生御指摘の、過去二回は三年目にもと復したというふうなお話ですけれども、今年目にも二年目に回復するのではないかと考えております。

以上でございます。  
○遠藤(乙)委員 今の御説明では、過去二回の引き上げのときよりも今回の引き上げの方がより回復は早いという分析のようでございますが、その理由、なぜそうなるのかという分析、さらに突っ込んでお聞きしたいと思っております。

〇加藤(豊)政府委員 主な原因は、昭和五十一年度のときの値上げ率九・八％でした。それから五十六年度、これが値上げ率三・七・四％でした。今回の値上げ、これは御案内のとおり二・四％でした。こういうものが、かなり落ち込みも小さく、回復も早いというふうな要因になっているのではないかと考えますけれども、手前みそですけれども、私も一生懸命になって販売努力をしたというふうなことも、景気が少し回復してきたのかなというものもきいているのではないかな、ないしは、これからきくのではないかなというふうな予測しております。

〇遠藤(乙)委員 その分析がぜひ実現をしてほしいという希望のな期待は持っておりますが、ただ、私個人としては、中長期的に見ると、やはり郵便事業、余り成長性はそんなにないだろうと考えた方がいいのではないかと思っております。むしろ、何と申しますか、一種の成熟してきたわけでございます。そんな爆発的に急成長する市場ではないわけでありませうし、日本経済も、循環要因としては回復基調かもしれないけれども、構造的にはむしろ非常に停滞基調であるということが予測されますし、さらに郵便事業に對しては、代替的な競争サービス、いろいろなファックスであるとかあるいはパソコン通信等が出てきておりますので、むしろ中長期的に非常に厳しい環境にあるという認識を持った方がいいのではないかと私は思っております。そういう意味から、料金値上げは今は考えられないというぐらいいいと思います。むしろ冒頭申し上げましたコストダウンあるいはサービス改善にぜひ取り組んでいただきたいということを表明しておきたいと思っております。

〇加藤(豊)政府委員 本案提出の趣旨、内容についてでございますけれども、郵便事業は、御案内のとおり、昭和五十六年以來郵便料金を据え置いて、昨年の一月に十三年ぶりに料金改定を実施させていただきますところでありませう。今後は、先ほど御指摘もございましたように、国営事業として国民のニーズに合致した高い品質のサービスを提供する、それから現行の郵便料金をできる限り長期にわたって維持していくというところで必須であるというふうな考えをおるところであります。そのためには、コスト削減のための効率化、それから増収を確保するための営業努力などの経営努力を行うとともに、お客様に對するより一層のサービスの改善に取り組んでいかなければならないというふうな考えを御案内のとおりでございます。

中身としては三つありまして、広告郵便物の料金減額制度と、それからふみカードの利便性の拡大ということと、料金後納制度の改善であるわけですけれども、まず最初の広告郵便物の料金減額制度につきましまして、制度創設時に比べまして郵便物数も大口利用者の数も大幅に増大している実態を踏まえまして、料金減額率の法定上限を廃止することによりまして適時適切に料金減額率を設定し、需要増による収入増、それからお客様との作業負担による効率化を図ることができるようでございます。

それから、もう一つのふみカードにつきましまして、この機能を拡大し、郵便料金を郵便局の窓口で支払う際や、今年度から配備するところの、予定していますところのセルフサービス機の利用の際にふみカードも使えるようにして、お客様の利便向上を図りたいというところでございます。

三番目の料金後納制度の改善につきましては、これまで遅滞なく料金を納めていただいておりますお客様につきまして、担保の提供義務を免除して負担を軽減することによりまして、より料金後納制度を利用しやすいというところで実施したいというところでございます。

〇遠藤(乙)委員 さらに細かく伺っていきたいのですが、今回の法改正で、広告郵便物の料金割引率の法定上限を撤廃して省令で割引率を設定するというのが一つの改善になっているわけですけれども、どういった条件でどのような割引率を設定するかですね、さらにお伺いをしたいと思います。

〇加藤(豊)政府委員 この条件の話でございますけれども、広告郵便物の料金割引率につきましては、今回の法改正によりまして、郵政審議会に諮問するなどの手続を経て省令で定めさせていただきますことになるわけでありませう。

その具体的な割引率とかその条件の設定に当たりましては、現在のところ、まず利用者区分郵便物につきましては、現在集配局ないしは郵便物の取扱量が大量である郵便局に差し出したかどうかという条件になっているわけですけれども、これをさらに、輸送の拠点となる郵便局に差し出していただくこと、それから現在よりもさらに配達までに時間的な余裕をいただくこと、ということによりまして、割引率を条件に応じまして最高三割程度拡大することを検討しております。

また、広告郵便物の割引率の設定につきましまして、今申し上げましたコスト軽減効果、それからそのほかにも広告郵便物独特の需要創出効果に注目いたしまして割引率の設定をやるわけでありませう。この設定につきましましては、現在、月間二十万通以上の差し出しにつきましては一律三割の割引にしておる、頭打ちになっているわけでありませうけれども、これを例えば五十万通、百万通、二百万通といった刻みをつくりまして、その通数に応じまして最高一割程度さらに拡大するということを検討しております。

〇遠藤(乙)委員 広告郵便物等の割引率を拡大するなど利用者のサービス向上に努めることは大変結構なことだと思っておりますが、ただ問題は、これによって事業財政がどうなるのか。悪化することがあつてはならないわけではございませんか、どうい

〇加藤(豊)政府委員 今回の法改正で、広告郵便物の料金割引率の法定上限を撤廃して省令で割引率を設定するというのが一つの改善になっているわけですけれども、どういった条件でどのような割引率を設定するかですね、さらにお伺いをしたいと思います。

〇加藤(豊)政府委員 この条件の話でございますけれども、広告郵便物の料金割引率につきましては、今回の法改正によりまして、郵政審議会に諮問するなどの手続を経て省令で定めさせていただきますことになるわけでありませう。

その具体的な割引率とかその条件の設定に当たりましては、現在のところ、まず利用者区分郵便物につきましては、現在集配局ないしは郵便物の取扱量が大量である郵便局に差し出したかどうかという条件になっているわけですけれども、これをさらに、輸送の拠点となる郵便局に差し出していただくこと、それから現在よりもさらに配達までに時間的な余裕をいただくこと、ということによりまして、割引率を条件に応じまして最高三割程度拡大することを検討しております。

また、広告郵便物の割引率の設定につきましまして、今申し上げましたコスト軽減効果、それからそのほかにも広告郵便物独特の需要創出効果に注目いたしまして割引率の設定をやるわけでありませう。この設定につきましましては、現在、月間二十万通以上の差し出しにつきましては一律三割の割引にしておる、頭打ちになっているわけでありませうけれども、これを例えば五十万通、百万通、二百万通といった刻みをつくりまして、その通数に応じまして最高一割程度さらに拡大するということを検討しております。

た点 郵便事業財政に与える影響はどう見ているのか、この点につきましてお伺いをしたいと思います。

○加藤(豊)政府委員 事業財政への影響については、

まず広告郵便物につきましては、割引によって大きな需要効果が期待できることでありますので、割引そのものによる減収よりも、需要がふえる、物増による増収分が上回るというふうに考えております。そういうふうになりましたその割引率を設定したいということであるわけですけれども、当方の試算では、先ほど申しましたところの現在の割引率に通数段階に応じて最高一〇%強の割引率を加えた場合に、広告郵便物は少なく見積もっても年間一億一千五百万通の需要増が見通せ、約五億円ぐらいの増収になるだろうというふうに考えておるところであります。

それから、二番目の利用者区分郵便物の割引については、先ほど申しましたような、輸送の拠点となる郵便局へ差し出していたなどのお客様との作業負担による郵便局のコスト軽減分そのものを割引という形でお客様に還元するというふうなものでありますので、収支には影響はないというふうに考えておるところでございます。

○遠藤(二)委員 今回のサービス改善は大量に差し出される郵便物に対してのものなわけなわけですけれども、むしろ私は、これも当然大事なのですけれども、個人の、個々の利用者に対するサービス改善もぜひやるべきだ。いろいろな要望が国民から出てくるわけでございます。こういって点、ぜひきめ細かく配慮をしていただきたいと考えているわけです。

私自身が感じたこと、あるいはいろいろな新聞の投書等も含めまして要望を整理してみますと、幾つかあるのですが、一つは、料金別納・後納のスタンブに引受年月日を入れるという要望がかなり強くなります。

今のスタンブは非常に無味乾燥ですね。料金後納とぼんと押してあるだけで色気も何もないとい

うことで、非常に無味乾燥。しかも、日付が入っていないのでどの程度配達期間がかかったかわからない。これはサービスの上からいって、受け取る側の印象からいっても余りよくないという声が非常に強いのが一つです。したがって、技術的にはそんなに難しい話じゃないと思っております。こういって点、ぜひ改善すべきではないかという声の一つあります。

それから次に、個人向けの通常郵便物の日曜配達の復活という事ですね。これも非常に利用者からは声が強くなります。

土日とは休むというのが労働慣行としては定着をしておりましたが、他方、こういって郵便というものは個々のコミュニケーションですから、少しでも早くというのがあるわけでございます。日曜日の配達を復活せよという声はあるわけでございます。いろいろな労働事情もあるかと思っておりますけれども、どう郵政省として考えておられるか。

それから次に、三つ目に、郵便局の土日の窓口取扱時間の拡大ということも要望は強いんです。よく、最近では、行政は最大のサービス産業ということが政治家のスローガンにもなっていて定着をしておりますけれども、行政改革の一環からいこうという国民に対するサービスの窓口はぜひ時間を拡大すべきではないかという声が強くなってきています。

それは、御承知のとおりかと思っております。それからもう一つだけつけ加えますと、いろいろな書留とかそういう郵便の場合に不在持ち戻りという制度がありますね。また、郵便局から通知が入っていきまして、日にちを指定してくればまた行きますというのですが、やはり時間まで指定しないと、この忙しい時代一日じゅう待っているわけにいかないわけで、これもサービスという点からきめ細かに欠けていくという声が強くなります。強いわけです。私なんか自宅留守にすることが多いものですから、この不在持ち戻りのあれを見ますと、ぜひ時間まで指定して配達してくれれば非常にありがたいと思うわけでございまして、こういってきめ細かい個人の郵便事業に対する

サービスの改善ということに対して郵政省はどういう考えを持っておられるか、この点をお聞きしたいと思います。

○加藤(豊)政府委員 たくさん小口に対するところの宿題をいただいたのですけれども、まず総論的にちょっとお話しをさせていただきます。

私もとしては、大口のお客様だけではなくて、小口さらには個人のお客様の利便向上ということも非常に大切なことだろうというふうなことで取り組んでいるわけでありまして。

例えば、昨年の例では、通常郵便物について日指定郵便物の拡充を行ったとか、配達日の三日前に差し出される電子郵便の値段を百十円ほど下げたとか、不在のため配達できない持ち戻り郵便物を解消するための夜間配達、私ども指定場所配達と申しておられますけれども、そういうふうなものだとか、それから郵便窓口の取扱時間外においても取り扱いができるようにするための時間外引き受けの改善を行うなど、従来にも増してサービスの改善に努めてきたところでもあります。

料金につきましては、現在個人のお客様にも御利用になれるように、小包郵便物の利用回数に応じた割引制度、回数割引ですね、こういうふうなものも検討しておるところでございます。

いずれにしても、大口もさることながら、さらに小口につきましても一層のサービス改善に努めていきたいというふうな思っております。その次の話になりますけれども、今たくさん宿題をいただいたものについて、まずスタンブに引受日付を入れたらどうかというふうなことについてなのですけれども、結論から言うとちょっと難しいのではないだろうかと思っております。その理由は、別納、後納の印鑑と、引受印に引受年月日を入れることになりまして、たとえ回転式の日付印を使用しても、あらかじめ郵便番号ごと

に区分して把束された郵便物については解束をいたしまして、日付印の入っているところの別後納

印を押さなければいけませんということになりまして、お客様にとってもその作業が大幅に増大するというふうなことから、大量の郵便物を迅速正確に処理する業務運行に支障が生ずるおそれがあるのではないだろうか。ただ、せっかくの御提案でございますので、この御趣旨を生かす方策について考えていきたいというふうな思っております。

それからさらに、日曜休配の復配の問題ですけれども、御指摘のとおりです。御存じのようになりますと、ざっと三千人必要です。御存じのようになりますと、四十三年にこのサービスをスタートしたわけですけれども、郵便外務員の労働条件を改善すること、それから日曜休配がもう定着しているというふうな現状も踏まえて、今御指摘のものは郵便サービスの基本的なあり方になってきまして、総合的に判断しなければならぬと考えるわけですけれども、なかなか難しいのではないかと

いうふうな考えております。

それから、日曜日等の時間外窓口の取り扱いはお話がございました。先ほど申し上げましたように、既に土日につきましても、普通扱いの小包郵便物とかポストに差し入れることができないう大型の普通郵便物の引き受けだとか、それに要するところの切手の販売等につきまして、大部分の局がそのための窓口をあけておられるわけでありまして。さらに、東京中央等の八局では、中央大局の八局では、普通小包等、平日を含めまして二十四時間引き受けを行っているところでありまして、けれども、今後さらに、お客様ニーズ、郵便局の実情等を勘案しながら、土日等における窓口サービスの充実につきましては検討してまいりたいというふうな思っております。

それから、再配達時間の指定のお話でございます。これもなかなか難しいのですけれども、確かにそのニーズが高いことは事実なんです。しかし、例えば再配達する時間帯を非常に厳密に時刻を指定されないと午前とか午後というふうな幅を持たせていただければ、その辺について検討する余地があるかなと思っております。実は今東

京都内でそういうふうな形で実験をしております。

なお、本年の六月以降、おおむね午後五時から八時ごろまでの夜間帯に再配達を充実強化するというふうなサービスの改善を行うこととしております。充実することを取りかかろうとしております。

○遠藤(乙)委員 とりあえずお答えということでした。いただいた、なかなか難しい面はあるかと思えます。特に労働条件との関係では、一概にすぐできるかどうかという問題は非常にあるかと思うので

ただ、私が申し上げたいことは、国民の側から非常にきめ細かいサービスを求めているわけであって、そういう郵便事業の側にきめ細かさがぜひ必要ではないか。そうでないと、そういった国民の側の高いニーズに対して、いわゆるすき間産業、民間の企業がどんどん入ってきて、いずれは郵便事業なんか要らないといった声が強まるのではないかと、これを私は老練心ながら危惧するわけでございます。そういった点から、ユーザーニーズをまずは第一に考えて、それに対してどういうサービスを開発するかという姿勢をぜひ強く持っていただきたいということを、改めて強く要望しておきたいと思っております。

今申し上げた点につきましては、さらにぜひ検討を進めていただきまして、よりよい回答がいただけるよう、いずれかの時点でまたお答えをいただければと思っております。

続いて、もう一点だけサービスの点に関連して申し上げますと、郵便物の標準送達日数の点ですね。比較的よくはなっていると思いますが、まだまだ、もっと早くしろという強い意見があるわけでございます。そういった点から、今の標準送達日数がどうなっているのか、さらにこれを短縮、スピードアップすることはできないのかという点につきましてお聞きしたいと思います。

○加藤(豊)政府委員 現在の送達日数の基本は、昭和五十九年から六十一年に行われましたところ

の輸送システムの改革によって今の送達日数が設定されたわけでありまして、原則として、同一県内は当日配達、それ以外のところにつきましても、少なくとも翌々日配達というふうなことでそのサービスを設定しておるところで、現実的に、私もモニターをしておりますけれども、ほぼそれが達成できておるところに考えております。

○遠藤(乙)委員 次に、ふみカードの点につきましてお伺いしたいのです。まず、実態として、今カードの販売状況、利用状況、それから、カード導入のねらい、それから、ねらいどおりの効果が上がっているかどうか、こういった点につきまして御説明をいただきたいと思っております。

○加藤(豊)政府委員 ふみカードの販売状況、利用状況については効果については申し上げられませんが、販売状況ですが、平成元年度これを売り出したわけでありまして、それから残念ながら五年末までのデータしか持っていないので、約二千百万枚発行いたしました。そのうち八百萬枚売れたという状況でございます。さらにまた、利用状況についてなんですけれども、八百万枚売れたものの、ふみカードに入っている金額、販売額は七十二億円なんですけれども、そのうち使われたのが五十五億円、約七十七%が利用されているというふうな状況でございます。

まだまだ販売状況、利用状況が十分ではない、ねらいどおりの効果が上がっているかどうかというふうな御質問に対しては、まだまだ十分ではないというふうな言わざるを得ないんですけれども、今回の制度改正によってより一層利便性が高まることになって販売もふえ、売り上げもふえ、さらにまたそれが使われるというふうなことを期待しているところでございます。

○遠藤(乙)委員 私は、このふみカードにつきまして、私自身の不明な点もありませんが、通信委員になって初めて存在を知ったわけでございます。一般の国民という立場から全く関知をし

なかったし、またほかの私の知っている範囲の中でもふみカードを使っているというのを聞いたこともなかったわけでございます。そういった意味で、これは恐らくテレホンカードが非常にヒットしたのでそれというところでまねをしたのかもしれませんが、十分なマーケティングもなかったのではないかと、あるいは本当に使い勝手のいいものをユーザーの立場に立って考えたものではなかったのではないかと、私は印象を突は持っております。つくってしまったものを今すぐどうしろというわけじゃないんですが、やる以上はぜひもっともって使い勝手のいい、国民から本当にこれはできてよかったといえるものをつくらないと、これはやはり武家の商法というか殿様商法になってしまわなければならない、ふみカード自体当然作成のコストがかかっておるわけでございます。そういった経営感覚の展開というものを、ぜひこのふみカードの抜本的な改善を望みたいと思っております。今回の改正でさらに利便性が高まるというふうな説明をされておられますけれども、これは本当にそうなのかどうか、ぜひ見きわめていきたいし、そうでなければもう一度これは再検討するべきではないかと考えております。その点も含めて事務局のお考えを伺いたいと思っております。

○加藤(豊)政府委員 確かに先生御指摘のとおり、ふみカードが知られてないということは事実でございます。それにまた売れ行きが悪いということも事実でございます。この販売が伸びない理由なんですけれども、私も少しはしましては、お客様にもよく知られるようなPRしてこなかったという面があるんじゃないかと思うんですけれども、ふみカードが利用できる自動販売機、今二千四百台ほど配備してありますけれども、この配備が十分じゃなかったこと、それから機能的にも利便性が十分でなかったというふうなことを反省しているところでありまして、それを踏まえまして、今後このふみカードの周知、普及に力を入れていく

とともに、以下述べますような施策に積極的に取り組んで、一層利用増を積極的に図っていきたいというふうな考えをおるんですが、一つは、ふみカードの利用できる切手の自動販売機をこの平成七年度から十年度までに千三百台強増備していきたい。それからまた、今回の法改正によりまして、ふみカードが利用できる場所のセルフサービス機を約二千台ほど平成七年度から十一年にかけて新規配備していきたい。それから、ふみカードによりまして窓口混雑時や窓口時間外に直接料金納付ができるように機能拡大を図りまして、ふみカードの利便性を向上させることとするということによりまして、これらの点をPRしていきたいというふうに思っております。

また、テレホンカードはよくそういうような使い方方をされているので、念日とか結婚記念日などの各種記念日に、ホワイトカードと称する何も印刷してないものを、それを各配る人が自分で印刷をしまして配るというふうなホワイトカードを売っていききたい。それから冠婚葬祭時の参列者への記念品とかお土産品としてふみカードも利用してもらえようかなというふうなことも考えていきたいと思います。こんなふうなことで、非常にテレホンカードの販売に似ておりますけれども、さらに私ども努力をしていききたい、ぜひこれを売っていききたいというふうに思っている次第でございます。

○遠藤(乙)委員 恐らく民間企業ならばこのふみカードの場合は失敗商品として非常に総括されるんじゃないかという気がいたしますけれども、せっかく今目下改善の努力という表明があったものですから、ぜひこれを本当に国民の側から見て評価を得られるようなものにつくりかえていただきたいと思います、強く要望をしておきたいと思っております。

続いて、コストダウン、効率化の問題につきましてお伺いをしたいんですが、特に郵政省としては、郵便事業の効率化のいわば大きな目玉として新郵便番号制の導入を検討しておられるというふうな伺っております。配達部門において局内での



準備作業の機械化に力を入れて取り組んでいるというところであります。ぜひとも事業運営のコストダウンに向けて積極的に推進すべしと基本的には考えております。ただ、そのためには乗り越えるべき課題も多々あると思うわけでございまして、多くの検討課題を一つ一つやっていかなければならないと思っております。確認も含めて、もう一度この構想につきましてお伺いをしたいと思います。

○加藤(豊)政府委員 私どもの郵便事業の経営の非常に大きな柱の中に効率化というふうなものがあり、その効率化の非常に大きな柱に、今先生御指摘の新しい郵便番号制度を導入することによる配達作業の機械化というふうなものがあるわけでありまして、この中身ですけれども、現在、現行の三けたないしは五けたの郵便番号に四けたないしは二けたをつけ加えまして、これによりまして町域、何町何丁目何番何号といったときの何町まで、こういうふうな漢字部分までをこれで特定する、こういうことを想定しているわけでありまして、この七けたの郵便番号を利用者に書いていただければ、新しく開発しつづつありますところの機械で、この七けたの郵便番号とあとの住所の数字部分、何丁目何番何号ないしは何番地という部分、それをあわせ読み取りまして、これを機械処理しやすいところの郵便番号のパーコードの形で郵便物に区分機によって印字する。後このパーコードを中継局ないしは配達局で読み取って、最終的には配達局で外務員が配達するその順序に郵便物を機械で並べるといふことをやろうとしているわけでありまして。

この問題は、一つは機械がうまく開発されるかどうかということ、もう一つは郵便番号を書いていただけるかどうかというふうなところにあるわけでありまして、前者の機械の技術面の研究開発につきましては、平成五年度から実は行ってきておりまして、今現在プロトタイプがこの四月にでき上がって、これから実験しつづつあるところである、ほば我々が想定したところのその

効果が期待できるということでありまして。

それからもう一つ、郵便番号の導入を利用者の皆様方が受け入れていただけるかどうかということについては、一般利用者の郵便番号の記載協力の意向の調査とか大口利用者の各団体からの意見、要望を伺ってきたところでありまして、その結果によりまして、記載協力についてはほぼ見通しが得られた、またこれを導入することによって非常に大きな効率化の効果が、何回か試算しているのですけれども、出てきたということから、郵便番号制度によるこの機械化につきまして、ぜひ平成十年二月ごろには導入したいというふうな考えをおるところでございます。

○遠藤(乙)委員 私も、この郵便番号の七けた化は、今の、当世のデジタル化という大きな流れの中で非常に大事なイノベーションであると思っておりますし、効率化のために非常に重要な手段であるかと思っております。

ただ、非常にこの問題、今御説明もあつたように、国民の方がそれを書いていただけるか、特に高齢者の方ですね。若い人はこういった変化はすぐ受け入れるかと思っておりますけれども、やはりお年寄りの方にとっては、こういう変化、特に数字でいろいろ書くこととは大変これは抵抗があるし、また非常に受容が難しいという実感を私は持っております。そこら辺について調査があるかどうか、あるいはお年寄りに向けてそういう七けた化を受け入れていただくための何か工夫はあるかどうか、そういう点につきまして御説明をいただければと思います。

○加藤(豊)政府委員 先ほど申し上げました記載協力調査というの中身なのですけれども、私も、昨年の秋に一般利用者に対するアンケート調査、それから主な郵便局で、地域のオピニオンリーダー、これはお年寄りが比較的多いわけですから、これに対して意見を伺ってきたわけですけれども、約七割以上の方が記載協力の意向を示された。必ずしも積極的でもないものも含めまして

ですけれども、記載協力の意向が確認できたというふうなことでございます。

そこで、お年寄りについてはなすけれども、実は、確かに書いていただけるかどうか、それからその番号の具体的な周知、これが一番大切なことでありまして、そういうふうな意味から、お年寄りも含めまして導入までに十分な準備期間を設けたいということから、そういうふうなこともありまして、平成十年二月ということを一応目途としておるわけでありまして、導入直前の年賀状で、差出人の方ですね、郵便番号を書いてもらって受取人に周知するとかいうふうなことをやっていきたいというふうな思っておりますけれども、郵便番号を書いていただければ、先ほど郵便番号は七けたで何町まで特定できると申し上げましたけれども、市町村名は省略できるというふうな型にすべきではないかというふうなことを検討しているところであります。確かにお年寄りは漢字で書くよりも番号で書く方が大変というふうなこともあるかもしれませんが、考えようによっては、住所を全部書くよりも七けたの番号をきちんと書いてもらえばかなりのところまで住所を省略できるというふうなことで、お年寄りにも受け入れてもらえるのかなというふうな思っている次第でございます。

○遠藤(乙)委員 特に高齢者の方への配慮をぜひよろしく願いたいと思っております。そこで、あと、郵便番号の新しい制度のコストダウンの面での効果なのですが、当然このシステムを導入するためには設備投資コストあるいは研修コスト、相当かかると思いますが、そのコストと、他方これによって得られるコストダウン、人件費節約等のコストダウンの比較ですね、どういう見通しになっているのか、この点につきまして御説明をいただきたいと思います。

○加藤(豊)政府委員 先生御指摘のように、これはかなり大きな設備投資を必要とするものでありますので、私も平成十年二月を目途にしておるわけでありまして、かなり長期間にか

たつてこれを進めてまいりたいというふうな考えでおるところでありまして、とりあえず平成十年二月から十年ぐらいの計画を持っているわけですが、このシステムの導入後十年間で設備投資の増加額、これが大体ざっと二千二百億ほど踏んでいるのです、そのほかにもいろいろコストがかりますけれども。

一方では、これによって人件費が節約されるわけ、少なくともスタート後十年間で八千人ぐらい減員できるだろうというふうな思っております。この八千人というのは、過去十年間で私どもいろいろな効率化をやってきましたけれども、その総和に相当するぐらいの数でございます。これによって、差し引きでこの十年間で約二千億ほどのコストダウンが図れるのではないかと、少なくとも二千億ぐらいのコストダウンが図れるものではないかというふうな試算しております。

○遠藤(乙)委員 今度、大臣にお伺いをしたいのですが、この郵便番号システム、効率化、コストダウン化の重要な施策であるとしても私も認識しております。ぜひ推進すべきと考えておりますけれども、これについて大臣のひとつ御決意を伺いたいと思っております。

○大出国務大臣 遠藤さんの御質問にお答えをいたしますが、この間、実際に省でこれを研究している方おいていただきまして、いろいろやりとりをしてきたのですけれども、私は、やはり八千人ぐらいの人が減らすことができ、コスト、つまりこれを行うコストを差し引いて二千億ぐらい増収が考えられる、十年ぐらいから始まるということになります。これは七けた、ここにパーコード、パーコードというのは日本語で言ったら何と何と何と何と何と、日本語で言ってもパーコードだと言います。だから、パーとコードだから、パーというのには棒ですからね、棒で入れていくわけですから、そういう記号なんだろうというふうな思われるけれども、郵便番号を書いてここに余り目立たないようなパーコードを入れていくというシステムです。

これは、韓国の例やドイツの例がありますけれども、新番号制度をやった最初は七二、三%しか書いてくれなかった、周知徹底したら半年ぐらいで九七%ぐらいまでふえたという韓国の例。あるいはドイツなどでも、一年かかっていますけれども九五%超えるところまで周知徹底したという。ここに私はポイントがあると思っております。

だから、バーコードならバーコードまで差し出す側が書いてくれれば割引するとかいろいろな条件あるのですから、そこらを実はガラス張りで見られるのです。しかも非常に有効確実に着きますというところまで御理解いただけるような説明を国の側、省の側がする必要がある、徹底してする必要があるので、そして御利用いただく、一緒になってやってみよう。

将来値上げをしたくないと私は思っているわけですが、そういう意味で、その決意で、何年かまでありますけれども、審議会に今かけて、諮問して御回答いただくわけですけれども、一生懸命やってみなければいけません。一生懸命やってみよう。

○遠藤(乙)委員 ぜひ大臣の御決意のとおり、この施策はコストダウン、そして郵便料金のいわば引き上げをしないことのために大変重要な施策でありますので、ぜひ国民の理解を得ながら強力に推進をお願いしたいと思います。

最後に、円高の問題をお聞きしたいのですが、今円高が大変深刻な状況になっておりまして、きょうの郵便法の審議もその円高対策の一環というふうな位置づけられていると理解しておりますが、大臣には、今の日本の円高の状況に対する認識、特にこの解決策についてどう考えるか、及び郵政省としてどう取り組んでいくのかというところにつきまして、大臣の御認識と決意をお聞きしたいと思います。

題があると思っております。ドルというのは紛れもなく基軸通貨でございますから、この間、閣議の席上でございましたが、最近ガラス張りになっておりますから新聞も書いたりしておりますけれども、私の発言を。これは、カナダの大蔵大臣が私を訪ねてまいりまして、外国債云々の問題で、これはやめられたらえらいことになる、えらいことになると思われても、正直に言う。これはなぜかというところ、今の円高がアメリカの姿勢がこういふことであるとすればやめると言わざるを得ないと言ったら、それは困ると言うわけですよ、カナダ財政にえらいことになる。それで、問題は、アメリカの主要三大貿易相手国、アメリカ側から言わせれば、日本とカナダとメキシコなんです。パーセンテージ見まして、生産した物のおおむね一〇%ぐらいしかアメリカは国外に売っていませんからね、そういう意味では日本のように驚きがないのだけれども、ところで、カナダの大蔵大臣ともいろいろやりとりしたのですが、カナダに対してアメリカは、カナダ・ドル、当時カナダ・ドルは円にして五十六円ぐらいでしたけれども、アメリカはドル高なんです。カナダ・ドルがドル安で、アメリカ・ドルがドル高で、だから入ってくる品物は安くなる、いいじゃないかと。メキシコのペソは、これは固定相場で来ましたが、御存じのような状況が起きました。今これまたドル高でペソ安ですから、これも非常に安く物を頼めるし、こしらえさせることもできるし、自動車なんかもそうですが、うまくいっている、いいじゃないかと。ところで、さて日本との間は異常な円高で異常なドル安である。これは、グリーンズパン準備委員会議長にしても、これ以上もうドル安は望まないとはいわきまをいっている。片方で、ルービン財務長官なんかも、ドルがこんなに安いはずはない、それはアンフェアだと言っている。そうすると、アンフェアならフェアに直さなければいけません。

よ。ところが、ワシントン・ポスト、ニューヨーク・タイムズの社説を読んでも、メキシコとカナダにドルが高いんだから、安く入ってくるのはいいじゃないかと。日本は円が異常に高くつファンダメンタルズを超えているから、輸出にブレーキがかかるからいいじゃないか、だからドルは市場の漂うに任せろという社説を書いているという。それに追いついてアメリカは何もしない。今一番大事なこととは政策協調と協調介入だが、それもやらないという、口でいろいろなことを言っても。だからこれを直さない限りは、別なことを日本は考えざるを得ないじゃないかと。そこまで踏み込んで、つまりドルで準備するものを円なりマルクなりに変えざるを得ないじゃないかと。このところまで踏み込んでやりとりが必要だ、基本的に私はそう思っているんですよ、これは。

だから、その基本に立って、この間のG7、七人の大蔵大臣会合で、表現の上では何とか格好がついていますが、大蔵大臣がいろいろなことを言っておりますけれども、このまですべて中心的な問題をどうするかということ、ちょっと時間をとった上で、補正も含めて、思い切った大型補正も含めてこの対策を考えるというのがキーポイントだと私は思っています。その上で、さて郵政省としてはどうするか。

この間、九項目の公共料金の引き下げがございまして、九項目のうち六つが郵政関係なんです。しかし、これは確実に下げる。それで、下げるといふことにする限りは、建設省その他を含めて、公共料金にかかわるものは、郵政が下げられるんだってほかに下げておかないといけないから、できる限りは下げておきたいという話をしていまして、そういう形で、大きな目で見ると、ここで組んでいく補正予算を含めてつまり円高対策であるという形にして、その主要部分は、今一番このニューフロンティアという形で大きな課題になっているのは郵政なんです。今度の補正予算の中身も思い切った郵政に關して補正をつけるという姿勢をとって、円高対策

の一端を、私どもの立場からも、郵政省という立場からも果たす努力をしていきたい、こんなふうに思っているところです。

○遠藤(乙)委員 この円高問題は改めて補正予算の場で激しい議論が行われると思っております。同じ通信委員会としては、ぜひ郵政省には大いに頑張っていただきたいということを表明しまして、きょうの質疑を終わります。

○自見委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 提案されております法案の中で、前払い式カードによる納付、それから料金後納制度の改善、これを可とするものがございますけれども、通常郵便物の大口割引の上限を撤廃する件、これにはいろいろ問題があるかと思っております。これについて質問をさせていただきます。

先ほど来局長の答弁を聞いていますと、おおよそ十数%、まあ表現は、一〇%程度と言ったことでもありますし一〇%強と言われましたけれども、言うなれば四十数%の割引率に引き上げようというところで提案されている、こう認識したわけでありませぬ。

昨年の一月に郵便料金的大幅引き上げが実施されました。新聞報道などを見ますと、その半年後には郵政省内でこの大口割引について検討され始めた。法改正の必要がないところの小包郵便の方、これについては既に昨年の九月に割引率が三割から四割、こういうふうな引き上げられまして、こういう経過を見ますと、料金的大幅引き上げを実施した、その結果いわゆる郵便離れという現象が起きた、今度は慌てて特定の郵便物の値引きを行う、どうも経営姿勢というものが一貫してないのじゃないか、ちぐはぐな印象を受けるわけですね。先の見通しを持った郵便経営というものが、必要なのに、本当にそうなのだろうか。そこで、大幅な値上げをし、わずか一年もたないうちに今度は大口郵便という特定の郵便物への値引きを検討しなければならなかった。なぜ

そうだったのか。

○加藤(豊)政府委員 まず、先生が御指摘あったところの郵便離れというようにお話しをさせていただきますけれども、先ほどもお話しをさせていただきましたように、前年度、平成六年度は前年比マイナスイ・八%というふうなことで、ほぼ私も想定しとおり状況でございました。また、今年度もさらに努力をすることによりまして、逆に、前々回ないしは前々回と違って、翌年にはほぼ料金改定前に復することができたららうというふうにご踏んでおるわけですね。

その前提で、今御指摘があった件についてですけれども、私も、昨年一月の料金改定は、独立採算の事業を安定させ、健全な事業財政の維持を図るためにどうしても必要だというふうなことで実施させていただいたものであるわけですが、一方、今回の施策もまた、広告郵便物の割引率の拡大等によりまして需要増、増収、収入増を図るということを企図しているわけですね。すなわち、もう一方、お客様との作業分担によるところの郵便局のコスト削減、それからその効率化というふうなことも期待できることから実施するものでありまして、そういうふうなことからいけば、昨年一月の料金改定と今回の料金改定の趣旨はほぼ同じものだというふうに私も考えている次第なんです。つまり増収だとか効率化というふうな点では。

ただ、昨年一月の料金改定と同時に終わらなかつたわけですね、これができなかったのは、お客様の要望というのを十分に把握して、どの程度の需要があるかとか、それによりどの程度の増収を図ることができるかとかいうふうなものを、もう少し時間をかけて見込む必要があったというのと、作業分担につきましても、お客様の態度だとか郵便局側のコストの軽減効果というふうなものも十分に見通す必要があったというふうなことから、ちょっと同時にできなかったわけですね。すなわち、このコスト削減効果、需要拡大によるところの増収効果のことにつきまして、私ども

もの方としては、ほぼ自信の持てる見通しが得られたこと、早急に実施したいということ、今更にお願しているところでもあります。

○矢島委員 新聞報道でもいろいろと郵便離れの問題が、昨年の十月来、毎日、日経その他も、郵便離れあるいは民間への乗りかえが加速している、そこで赤字解消を目指した今回の措置というふうな表現がありますけれども、実際に今の答弁では、同時に行うことができなかった理由もお伺いいたしました。ただ、一般の利用者から見れば、大口の値引きをすることができれば同時に料金改定したかった、しかしいろいろ調査をする必要があったという御答弁ですけれども、値上げと値引きの時期をずらした、まさに一般利用者からの反発というのをできるだけ和らげよう、そういう魂胆を持っていたのじゃないかという見方も一般の利用者にはあるということもぜひ知っていただきたい。

先ほど来の答弁によりまして、今度の割引引き拡大によっていわゆる物増、これが一億一千五百万通ぐらい、それによっての増収が年間五億円、このようにおっしゃるけれども、一般的には、大体値上げとか値引きという場合、黒字を利用者に還元するという目的で行われることが普通なわけですね。しかし、今回の場合、先ほどの答弁にもありましたように、それは反対に特定の郵便物を値下げすることで増収を図ろうということですから、場合によっては逆の結果を生む可能性もあるのではないかと。先ほど述べられている物増及び増収額、こういう見通しが甘かったでは済まされないわけですね。

そこで、確実にプラスになると断言できる根拠はどこにあるのかということをお聞きしたいわけですね。これも新聞報道ですけれども、なぜ特定の郵便物だけ優遇されるのかという一般の利用者の不満があるというのが、十月三十一日の毎日の朝刊ですけれども、「大口だけの優遇」との批判は避けられない」というような報道もあります。です

から、一般の利用者にもよくわかるようにひとつ現実な根拠をお示しいただきたいのですが。

○加藤(豊)政府委員 先ほどお話し申し上げましたとおり、私も、この割引率の拡大を一〇%強することによって約一億一千五百万通、プラス五億円というふうなことで申し上げたわけですが、これも、これは過去にも料金減額率の拡大というふうなことをやったケースもありますので、そのときにどのくらいの減額率の拡大をすればどのくらいの需要増があったかというふうなことは増収がどのくらい出たかというふうなデータを踏まえて、私も試算してこれを出したものでございまして、一方、私どもこのねらいというものはあくまでも増収、増物数、物増というふうなことがねらいでありまして、どのくらいの割引率を行うかというふうなものにつきましては、そういうふうな効果が出ないという意味はないというふうなことから、幾つかの今申し上げましたデータに基づきシミュレーションをやった中で、一番かたく見積もったもので今この減額率の上限を設定していきたいというふうなことで、今持っているところでは、二百万通を超えるところについてプラス一〇%強くらいを最高にしてというふうなことで申し上げるところでございます。

○矢島委員 私も郵政省のこの増収五億円というものの根拠やそのほかについてお聞きしたので、サンプル調査等で大体これくらいというものが出てきています。過去のいろいろな実績もあるでしょう。しかし、だからといって、本当にこの五億円だ、かたく見積もっているのだと言われれば、そこに非常に疑問を持つのは、まずこの広告郵便物などの大口割引制度ができて八年になりますか、その収入が幾らなのかというのを郵政省はつかないというお話しなので、すなわち、私は資料をいただきたいのですけれども、総引受物数の資料はある。平成五年度では、広告郵便物が二十七億六千万通、それから利用者区分郵便物が二十億五千九百万通、ところが、これだけの郵便物を引き受けて幾らお金をもらった

のか、総収入は幾らになるのか、これが答えいだけないのですよ。さらに、広告郵便物は差し出し通数によって割引率が十一ランクになっていると思えます。十万通以上だと最大の三〇%、それから二千から二千九百九十九通だと最低の一五%、これとは別に月間割引制度というものもあると思うのです。一カ月の累計が二十万通出せば最大の三〇%引き、一万から一万九千九百九十九、ここまでは最小の二%引きというランクになっていると思えます。それぞれでどれくらいの利用があったか、一度に十萬通以上の三〇%引きを受けた郵便物はどれくらいあるのか、あるいは月間に二十萬通以上出して三〇%引きの郵便物は年間どれくらいあるのか、お答えいただけませんが、計算していかないのか、それとも計算できないのですか、どちらなのですか、これは。

○加藤(豊)政府委員 一種、二種とかいうふうな種類ごとの物数、収入はあるわけですが、今この広告郵便物だけを、広告郵便物は中身として一種と二種があるわけですが、それだけを全体として、二種から外したところの収入というものを私ども持っておりません。

○矢島委員 今審議されているのは、広告郵便物の割引の問題なんです。その総収入、つまり大口郵便物の経営に与えている現状はどうなのかということすら実際には具体的にわかっていない。値引きをすれば五億円の増収になるだろう、こういう説明ではどうも一般の国民の皆さん方は、利用者の皆さん方は、うん、なるほどそんなのかとうなずくわけにはいかないのですよ。まあ悪い言葉かもしれないけれども、殿様商法だと言われても仕方がないのじゃないかと思われような現状なんです。私、いわゆる郵便経営に本当にプラスになるのかという点で別の角度からお聞きしたいのですけれども、郵政省では郵便物の部門別原価構成比というものを出しておりました、これは資料をいただきました。

この資料によりまして、平成五年度の方で内務

については二六・八%、外務が三二・四%、業務共通費が一〇・一%、管理部門支出現業費が二七・三%、管理部門費というのが三・四%、こういう数字になっていると思います。

この数字は大体この五年間で大きな変化はないと思います。大体内務作業については二六%前後がずっと続いているわけでありまして。大口で出そうが一通一通出そうが、外務作業にかかるコストは変化しないわけですね。確かに、職員の方々が一軒一軒配達しなければならぬということになるわけですし、差し出すときには大口でほんとも来ても、配るときには変わらないから、結局外務作業のコストとかあるいは共通経費や管理部門、こういう経費は大口だろうと何だろうとそう変化はない。

一番コストで削減できそうなのが主に内務作業だということになるかと思うのです。確かに、一通ごとばらばらで窓口で受け取るよりは、まとめてどんと来た方が窓口コストというのは低くなると思うのです。大口の割引の場合、特に郵便番号別に区分して差し出すということになっていきますから、その分も作業は軽減される。コストは下がると思うのです。

しかし、私、先ほど数字を挙げましたように、コスト的には内務作業というのは二六・八%、これにすぎないわけですね。ですから、郵便番号別に区分したとしても内務作業そのものがゼロということはないわけですね。したがって、現状では三〇%の割引、それをさらに四十%にするということになれば、大幅なコスト削減を起すのではないかとこの数字が心配になるのですけれども、この点はどうなっているのですか。

○加藤(豊)政府委員 今先生の御指摘の、内務作業の割合は二六・八%であるのに四〇%を上回る割引をするのはコスト割れになるのではないかと、いうふうな御指摘なんですけれども、この広告郵便物も、利用者区分も同様ですけれども、お客様との作業負担によるコスト削減効果をそのまま割引という形で返すという部分については

共通しているのです。

そのことについてなんですけれども、このコスト削減効果というのは、確かにおっしゃるように内務作業もありませんけれども、遅延承諾、利用者区分も広告郵便物も少しおくれでもいいよというふうなことを承諾してもらって引き受けるわけですけれども、この遅延承諾による平準化効果というのが非常に大きいのです。つまり、あるところにピークをつくらぬ形をとることによって非常に効率的に処理できるということ、この平準化効果というのは外務作業の分野だとかそれから運送費、先生見ていただいている中にもあると思いますけれども、運送費の削減にも非常に有効に働いてくるといふふうなことから、今の二六・八%だけからコスト削減効果が出るわけではないというのを申し上げたいのです。

一方、広告郵便物につきましても、それに加えまして需要拡大効果によるところの増収効果を勘案して割り引いているというふうなものでございまして、したがってコスト割れということにはならないというふうなことを考えております。

先ほど、ちょっと私は前の答弁で、私も広告郵便物の収入については持つておられないというふうな申し上げましたけれども、これは、今先生御指摘ありましたところの段階別には持つていないというふうな意味でございます。既に私もお話し申し上げているかもしれないけれども、サンプル調査をしながらこういうふうなものの試算をしております。

○矢島委員 段階別でなくてもいいですが、いわゆる大口についての物数とかあるいは収入とか、資料があったら後でいただきたいと思っております。

次のことに入りますけれども、確かに内務作業だけではないというけれども、内務作業のコスト削減というのは一つの目的でのこの割引制度というところは間違いないだろうと思っております。そういう意味からすれば、この二六・八%ということについては、なかなか今の御説明で、うん、なるほ

ど、それならば五億円いきそうだなというように納得できる御説明ではない。

さらにいろいろな疑問がございますが、時間の関係もありますから、次に、私は、この法案審議があるということで、大口郵便物の処理の現場の実態というのを聞いてみたわけですね。今もいろいろ御答弁になったいわゆる内務作業の問題ですが、これがゼロになるどころか大変な出血サービスをしているのではないかとこの点についてお聞きしたいわけですね。

大幅な割引をしている大口郵便物の集荷というのを行っている。郵政省の資料によりますと、この集荷につきましても、対象物として小包や国際エクスプレスメールなどが対象である。普通郵便物は、小包などを集荷するときについてこれも出しておいてというふうな場合には集荷する、こういう御説明だったので。

ところが、東京中央郵便局でも、あるいは新東京郵便局でも毎日のように大口割引を受ける郵便物の集荷が行われているのではないかと。ダイレクターメールだったところ三〇%、その他も一〇%以上の割引をする郵便物をわざわざ二トンスのレンタカーを使う、そしてアルバイトの運転手それから本務者、二人が乗って、そして集荷に出かけるわけですよ。しかも、集荷する先がどういふところかといふと、一般の企業で大口で出すのだったらこれはまだしも了解できるのですが、いわゆる発送代行会社、ここへ行くわけ

す。もちろん、御案内のとおり、発送代行というのは、ダイレクターメールなどの大口郵便物を企業から集めて、郵便番号別に区分して、それで割引対象になるようにして郵便局に持ち込むという業者ですけれども、割引率が大きいのでこういう郵便物の発送を代行する業者が成り立っているわけですね。この郵便物の発送を請け負うことを事業として行っている会社にわざわざ集荷に出かける。

集荷することによって、郵便物がこれでふえるわけでもないのです。会社へ行って集めるわけ

じゃなくて、これを出しておいてくれと頼まれたものを仕分けして出すわけですから、当然その代行者は郵便局へそれを持っていくということに頼まれた会社との間ではなっているのだからと思うのですよ。そういうところの会社の経費の削減までやっているんじゃないか。

東京中野の一日の集荷スケジュールというのがあるわけですが、それによりますと、ことしのある日ですが、全体で七社六コースを回ったのです。つまり、六台のトラックを出して七社を回ったわけですね。そのうち一般企業は一コース二社だけです。残り五コースの五社はいわゆる発送代行業者のところへ行っているんです。つまり、集荷の主流というのは発送代行業者であるということがこのスケジュール表からもわかるわけですね。しかもその集荷先というのは、群馬県の館林、埼玉県の久喜、茨城県の筑波、神奈川県相模原、こういうところへ東京・丸の内から行っているわけですよ。江東区にある新東京郵便局からも埼玉県の川越、千葉県の蘇我、こういうところへも行っているのです。

郵政省は、内部では盛んに職員にいわゆるコスト意識を持たせる、こう言っているわけですが、私も、しかしその集荷の実態を見ますと、コストを無視した成績主義だと言わざるを得ないのです。自分の局がいかに成績を上げるか。

私は川越に住んでいますが、川越の西郵便局というのは立派なものができました。広いフロアがまだいろいろ、年賀状のときには使うかもしれないが、あいている部分があるのですよ。十分ここへ大口を持つてきても対応できるような状況になつていっているのです。その川越までなぜ新東京郵便局から集荷に赴かなきゃならないのか。いわゆる自分の局がいかに成績を上げるか、コストよりこれが優先しているのではないかと。そうでなければ、東京からわざわざダイレクターメールの集荷に出かけるという発想にはならないと思うのです。この実態については郵政省は承知していると思

○加藤(豊)政府委員 通常郵便物の集荷についての御質問でございますけれども、私ども、特に最近集荷に対するところのお客様の要望が非常に強いわけですので、定時集荷とかビル内集荷とか集荷センターによるところの集荷だとかいふふうなことに力を入れているわけでありまして、郵便の利用の拡大を図るとか、郵便処理の迅速化、特に運送の効率化を図るために必要なものだと考えているのです。

先ほど先生、川越西のところまで東京中郵がとりに行くというふうにお話ございましたけれども、まさに東京中郵が運送のキーストーンなんです。かなめ石でございますので、そこに持つてくるということが後の運送の関係では非常に効率的になる、効率化が図れるというふうな面があるわけです。

ところで、集荷につきましては、先生御指摘ありましたけれども、小包郵便物とかEMSなどを中心にやるんだということにしているわけでありまして、ただ、通常郵便物につきましても、集荷車両にあきスペースがある場合にはあわせてやりなさいというふうなことを言っておるわけです。あきスペースを活用したところの通常の集荷というふうなことであれば新たなコスト増をもたらすものではないというふうなことで、私どもはそれを進めているところであるというふうなことでございます。

○矢島委員 どうも納得いきません。それは確かに新東京郵便局が中心にそういうものを扱っているというところは知っています。しかし、なぜ川越の西郵便局を持ってはいけなないのか。そこまでわざわざレンタカーを借りて、そしてアルバイトの運転手まで雇って、一人の常勤者を乗せて行くのです。こういうところが問題。

それだけじゃないのですよ。集荷だけではなくて、出張引き受けというのをやっているのです。大手の発送代行会社に職員を二人派遣して、郵便物の引受事務をやっている。つまり、窓口がわざ

わざ発行代行会社に出かけるわけです。一般郵便物よりいろいろと手間をかけているわけです。そして郵便物は、発行代行業者とあるいは銀座局、新東京局、これを結ぶ定期トラックのルートが設定されているのです。発行代行業者が普通郵便局と同じような扱いになるわけですか。

さらに、こういうものもあるのです。大口割引の大前提はまず郵便番号を区分するということです。ですから、本来区分してあるべき郵便物が来るわけですが、区分されていない。現場ではこれを雑と呼んでいるのです。銀座局ではこの雑が七万から十万も出る、こう言うのです。これは結局郵便局で区分して配達されるわけですから、追加工料というのはいくらも徴収してはいない。

その他にもこういうものもあります。大口を集荷に行った場合に、引受物数というものを一人の職員で何万通も確認するわけにはなかなかない。目方で確認しているところもあります。これでもないとき、結局相手の申告数をそのままの数として受け取る。そうすると、ある業者は、先ほど料金と一緒に何万通持ってきたけれども、実はその中に二万通含まれてきたのを忘れたのですと、二万通追加が来る。しかし、先に納めたのが幾つかわかかってないから、あ、そうですかというところでこれは受け取らざるを得ない。こういう事態もある。

さらには、普通ならばJRのコンテナで輸送できるものを航空便を使った、こういう例もある。いろいろあるわけで、だから、こうした状態をそのままにして割引率を引き上げる。さらに出血が大きくなるのじゃないかという心配があるわけですか。どうも大口にばかり目が向き過ぎるのじゃないか。大口が最大のお客様だ、こういう態度が問題じゃないかと思うのです。

業務とか出張引き受け、区分の問題、あるいは輸送の問題、今私が申し上げましたが、こういう大口引受業務をきちんとする、これが値引きをほるかに確かな増収にするものじゃないかと思うのですけれども、大臣いかがですか。

○加藤(豊)政府委員 今御指摘ありましたところの、引き受けの監査だとか出張引き受けだとか区分だとか運送の問題とかいろいろありましたが、私ども、私ども、今御承知のとおり郵便というものは、さまざまな競合媒体が出てきました。それとの激しい競争裏にさらされているということから、お客様のニーズに極力対応していかなければいかぬというふうな思っておるわけでありまして、私どもの制度の中でできるものは極力やっいて、私どもというふうなことで取り組んでおるつもりでございます。

今御指摘あったものうち、例えば引き受けの監査につきましては私どもも真剣に取り組んでいかなければいかぬのだからというふうな思っているわけでも、ただ、私どもかくのごとく増収に力を入れなければ、そしてその増収に力を入れる対象が、約八割が事業所発の郵便物でありまして、そこに力を入れたいと、あとの二割の個人の皆様方の料金を長く据え置くことになかなか寄与できないというふうなことでありますので、御指摘も踏まえながら、さらに我々増収に励んでいきたいというふうな思っております。

○矢島委員 絶対見直しを誤らないように、同時にまた、そういう部分にもきちんと目配りをしながら、直すべきは直していくというところで取り組んでいただきたいと思っております。

大臣には、実はコストの問題も絡んでニュー夜勤の問題についてお聞きしようと思つたのです。やはり夜やる仕事だからコストが高くなるという問題と、それから働いている人たちの健康の問題も絡んでまいりました。しかし、時間が参りましたので、この次の機会にお尋ねしたいと思っております。質問を終わります。

○自見委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○自見委員長 本案に対し、日本共産党から討論の申し出がありました。先刻の理事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

これより採決に入ります。郵便法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○自見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○自見委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、虎島和夫君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。遠藤乙彦君。

○遠藤(乙)委員 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

郵便法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 郵便は、長年にわたって国民に親しまれ、広く利用されてきた基本的通信手段であることを踏まえ、今後とも時代の変化や利用者の要望に的確にこたえるサービスの開発・改善に努めること。

一 郵便事業の運営に当たっては、積極的な営業活動による増収を図るとともに、配達分野における機械化等効率化を一層推進するなどコストダウンに努め、健全で安定した事業財政基盤の確立を図ること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四派共同提案に係るものでありまして、案文は当委員会の質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせてい

たきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

虎島和夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○自見委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。

○大出国務大臣 ただいま郵便法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。  
まことにありがとうございます。(拍手)

○自見委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○自見委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

第一類第十一号

通信委員會議錄第十号

平成七年五月十日

平成七年五月十六日印刷

平成七年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局